

# 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

参考資料2

## 障害者が作業を容易に行えるような施設の設置・整備を行った場合の助成措置

※括弧内は20年度支給実績

### ○ 障害者作業施設設置等助成金 (1,309件 1,479百万円)

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等(車いす使用者の動線を考慮し、通常より広い作業面積を有する作業場、聴覚障害者が作業過程のどの部分が故障の箇所か等を判断できるような色別パトライトを取り付けた設備等)の設置・整備・賃借を行う事業主に支給(限度額:障害者1人につき450万円(作業施設の設置)等)

### ○ 障害者福祉施設設置等助成金 (37件 44百万円)

障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う事業主に支給(限度額:障害者1人につき225万円)

### ○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 (35件 629百万円)

事業所施設等の新設、改善、更新等の整備を行う事業主に支給(限度額:新規雇用5から9人で1.5億円等)

## 障害者を介助する者等を配置した場合の助成措置

### ○ 障害者介助等助成金 (17,182件 2,911百万円)

適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置・委嘱を行う事業主に支給(限度額:手話通訳担当者の委嘱1回につき6千円等)

## 通勤の配慮を行った場合の助成措置

### ○ 重度障害者等通勤対策助成金

(3,410件 842百万円)

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主等に支給(限度額:委嘱1人につき1回2,000円(通勤援助者の委嘱)等)

## 職場適応援助者による援助を行った場合の助成措置

### ○ 職場適応援助者助成金 (3,820件 576百万円)

職場適応援助者による援助の事業を行う場合(福祉施設型)及び事業主が障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う場合(事業所型)に支給(日額14,200円等(福祉施設型)等)

## 能力開発を行った場合の助成措置

### ○ 障害者能力開発助成金 (153件 843百万円)

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備を行う場合等に支給(限度額:2億円(施設設置)等)